

令和6年度

港区中小企業デジタル技術導入促進補助金 交付要項



【補助金ホームページ】

○申請方法

①オンライン申請

右記のQRコードから本補助金ホームページにアクセスの上、オンライン申請リンク先をクリックし、申請してください。

※法人は「商業登記電子証明書」、個人事業主は「マイナンバーカード」等が必要です。

②郵送申請

ア) 申請書の取得

港区立産業振興センターホームページから申請書一式ダウンロードしてください。

URL: <https://minato-sansin.com/digital/> (上記【補助金ホームページ】(QRコード)と同じリンク先)

イ) 申請書の作成・添付書類の準備

ダウンロードした申請書に必要事項を記入し、申請要領を参照の上、必要書類をすべて揃えてください。

ウ) 申請書類の提出(郵送)

○申請期間

令和6年6月17日(月)から令和7年2月28日(金)当日消印有効

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

<問合せ・郵送先>

港区産業振興課経営支援係

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

TEL: 03-6435-4620

受付時間: 平日 9:00~17:00 (土・日、祝日は除く。)

1. 事業概要

ものづくり補助金※「デジタル枠」(第14次以降)及びものづくり補助金「省力化(オーダーメイド)枠」、「製品・サービス高付加価値化枠(成長分野進出類型のうち「DX」のみ)」(第17次以降)の額の確定を受けた区内の中小企業者に対し、区が補助金を上乗せして支給します。

※ものづくり補助金・・・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

●対象となる国の補助金

額の確定通知を受けた「ものづくり補助金」(①デジタル枠(第14次以降)、②省力化(オーダーメイド)枠、③製品・サービス高付加価値化枠(成長分野進出類型のうち「DX」のみ))

※今年度から、対象となる国の補助金の一部追加されています(太字・下線)。

●補助金額・補助率

以下の計算式で補助金額を算出します。

$$(\textcircled{1} - \textcircled{2}) \times 1/2 = \text{補助金額 (上限額は100万円)}$$

※税抜・千円未満の端数は切り捨て

①…国の補助金において補助対象となった経費

②…国の補助金の確定金額

【補助金額の例】

ものづくり補助金「デジタル枠(第14次以降)」を申請し、事業経費全額が補助対象経費として額の確定を受けた。(経費150万円)

$$\text{計算式: } (\textcircled{1} - \textcircled{2}) \times 1/2 = \text{区補助金額 (上限額は100万円)}$$

①国の補助金において補助対象となった経費「150万」

②国の補助金の確定金額「100万」

$$(\textcircled{1}150\text{万} - \textcircled{2}100\text{万}) \times 1/2 = \underline{25\text{万円}} \dots \text{区補助金額}$$

●募集枠

30者程度

●申請期間

令和6年6月17日(月)から令和7年2月28日(金)当日消印有効

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

2. 補助金対象者

以下の要件を全て満たす港区内の中小企業者が対象となります。

- (1) 法人については、区内に本店登記があること及び区内に事業所を有すること。個人事業者については、区内に事業所を有すること。
- (2) 法人については、法人事業税及び法人都民税を、個人事業者については、特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- (3) 区内で1年以上事業を営んでいる中小企業者であること。
- (4) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと。
- (6) みなし大企業でないこと。
- (7) 登記地がバーチャルオフィスでないこと。

3. 提出書類（データ）

- (1) 港区中小企業デジタル技術導入促進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 提出書類（データ）確認シート兼同意書（区指定様式）
- (3) ものづくり補助金「デジタル枠（14次以降）」「省力化（オーダーメイド）枠」「製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型のうち「DX」のみ）」

【採択時書類】

採択結果履歴画面

【交付申請時書類】

交付申請フォームの入力後画面、補助事業計画書、交付決定通知

【実績報告時書類】

実績報告申請フォームの入力後画面、実績報告書、経費明細書、各費目別の請求書及び振込依頼書、額の確定通知

- (4) 法人の履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届の写し若しくは最新の確定申告書
【法人】履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの。）
【個人事業】開業届出書の写し又は最新の確定申告書
- (5) 法人事業税及び法人都民税又は特別区民税・都民税の納税証明書
【法人】法人事業税及び法人都民税の納税証明書（都税事務所発行）
【個人事業（港区民）】特別区民税・都民税の納税証明書（港区役所発行）
【個人事業（港区民以外）】特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書（港区役所発行）
- (6) その他区長が必要と認める書類

4. 交付申請の流れ ☆…申請者が行う項目

☆①ものづくり補助金の額確定通知を受ける

☆②港区デジタル技術導入促進補助金を申請する。

オンライン又は郵送での申請になります。

申請方法は申請要領表紙をご確認ください。

③審査・交付決定通知書送付

申請内容を審査し、不備等があった場合はオンライン又は電話で連絡します。

☆④港区デジタル技術導入促進補助金請求書の提出

オンライン又は郵送での提出になります。

⑤補助金の交付

5. 注意事項

- ・ 交付決定において申請書に記載された補助申請額より減額される場合がございます。
- ・ 書類がすべて揃わない限り審査を開始することができません。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。すでに補助金を交付している場合、補助金を返還していただきます。
- ・ 補助金交付前に区外転出した場合は交付対象外になります。
- ・ 申請は、一事業者一申請に限ります。
- ・ 区の今後の施策に反映させるため、補助金の交付を受けた者に対して、補助金交付期間満了後に、事業の実施状況等について巡回調査等依頼しますのでご協力をお願いします。

6. 問合せ先

港区 産業振興課 経営支援係

TEL：03-6435-4620

受付時間：平日 9:00～17:00（土・日、祝日は除く。）